

公契約条例制定に向けた検討について

1 条例制定の検討に係る経緯

公契約条例については、平成21年9月に千葉県野田市が予定価格で一定金額以上の工事請負契約や施設管理業務等の委託契約を対象に、独自に労働報酬下限額を設定することなどにより、公契約に係る業務の質の確保等を図るために制定した。その後、同様の条例を制定する自治体が次第に増え、現在では全国で18にのぼっている。特別区においても、既に4区が条例を制定するとともに、要綱等の手法で労働環境の整備などを進める区も増加してきている。

公契約条例に係る課題に関しては、賃金等の労働条件が国の労働行政に属していることから、本来国全体の政策の中で対応すべき事項であると考えられる。しかし、現時点において、さらなる労働条件の整備に関わる施策が国で展開される動きはない。

本区においても、公契約条例の意義に鑑み、これまで外部有識者で構成される入札監視等委員会では他自治体の事例をもとにご議論いただきながら、調査・研究を重ねてきたところであるが、こうした国や特別区の状況等から、その制定に着手することとした。

2 条例制定の考え方

公契約条例の制定により、労働者の労働環境を改善し、事業者が優秀な人材を確保し易い環境等を整え、安全かつ良質な公共工事の履行や委託業務の執行を通して、区民サービスの向上や地域経済の活性化に寄与することを目指す。

3 検討組織

(1) 検討組織の名称

公契約条例検討委員会

(2) 検討組織の構成

副区長

企画経営部長、行革推進課長、財政課長

総務部長、契約課長、施設課長

都市整備部長、土木工事課長、みどり公園課長

教育次長、教育政策課長

4 今後の予定

平成28年10月

企画総務委員会報告

検討組織での検討開始

同 29年 2月

検討の中間まとめ（関係団体等の意見聴取）

6月 条例案骨子策定
7月 パブリックコメント実施
11月 第四回区議会定例会に条例案提出
12月～ 制度実施のための準備（条例施行規則の整備、労働報酬下
限額の審議等）
平成30年度中 条例施行

以 上